

格差
社会
今
けりタイで
おしごと

ワーキング
パート

残業代
ゼロ円

有給休暇
なし

ネットカブ
難民

それって
どうよ？



クミアイに入ろう
そこからはじまる



労働相談ホットライン

0120-378-060



全労連

東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4F
TEL(03)5842-5611 FAX(03)5842-5620
<http://www.zenren.gr.jp/>
Email:webmaster@zenren.gr.jp

労働組合って？



「社長はエライ」「上司の言うことは絶対」だと思っていませんか？そんなことはありません！組合員になれば、会社と対等の立場で団体交渉をすることが出来るし、会社は正当な理由がないかぎり拒否できません。労働組合の結成・加入は憲法や労働組合法で保障されています。労働組合のある職場とない職場では、年収が 100 万円も違うという統計もあります。

**黙っていたら何も変わらない
だからあなたもユニオンへ**

1人でも入れます



立ち上がりつた 青年たち

なかまと力を合わせて 直接雇用へ

「社員と同等以上の仕事をしても賃金は半分以下」「頑張っても賃上げもなく報われない」という状態に、偽装請負で働かされていた青年たちが、直接雇用を求めて労働組合を結成し、マスコミにも大きく取り上げられています。徳島のTOYOTA の部品下請け工場では、団体交渉を重ね、請負労働者 3 分の 1 の正規雇用を前提とした直接雇用を実現しました。



ユニオンに入って 1万人の残業代を支払わせた



牛丼チェーン店でアルバイトとして働く青年が突然「クビだ」と言されました。青年たちはユニオンに入り会社と交渉しクビ切りをやめさせたうえに、約 1 万人のアルバイト全員に法律どおり残業代を支払わせました。

働くキミはいろんな法律で守られているよ

ハケンも
立派な労働者

労働基準法などで権利は
保障されています

現在、派遣労働者は250万人をこえ、派遣労働者の処遇が社会的な問題になっています。賃金・労働条件・社会保険・安全衛生などは、派遣元に責任があり、派遣元は

これを守る義務があります。

派遣先の都合でトラブルが発生しています。派遣元と派遣先が両者で、派遣労働者の労働条件確保のために努力すべきです。

「請負」と言われているあなたへ

派遣先企業で指揮・命令を受けていれば「偽装請負」であり、違法です。



年金・健康保険
雇用保険にも

健康保険や厚生年金保険にパートやアルバイトでも、一般的労働者の4分の3以上の労働時間または、労働日数であれば加入できます。

雇用保険は、一定条件があれば加入することができます。

パートの健康診断も年1回全額使用者負担で実施しなければなりません。

労災保険は、事業主が保険料を全額負担する強制加入保険です。業務上や通勤途中の負傷・疾病は、労災保険で補償されます。

ケタクタ…働きすぎていなーい？ 派遣だから、バイトだからってあきらめていない？



サービス残業は
会社の違法行為

労働基準法では1日8時間、
週40時間労働、週休1日が
原則です。それ以上働けばは、
時間外労働（残業）になり割
増賃金が受け取れます。

また仕事前のミーティング
や準備時間、作業後の清掃・
後片付けも労働時間に含まれ
ます。

時間外労働	25%以上
法定休日労働	35%以上
深夜労働（午後10時～午前5時まで）	25%以上
時間外と深夜が重なるとき	50%以上
休日と深夜が重なるとき	60%以上

突然
びっくりつ
くび

いますぐ
組合に相談しよ
う

手当（平均賃金の30日以上の
支払いが必要です。
経営難で整理解雇をする場合
も次の4要件をすべて満たさな
ければ無効です。

- ①高度の経営危機
- ②解雇回避のための相当の努力
- ③人選の基準が合理的
- ④解雇の必要性等について労働
者や労働組合に説明する努力
また、退職労働者が請求した
場合、退職証明書を発行しなけ
ればなりません。

どんな場合でも、使用者が勝
手に解雇することはできません。
ん。突然の解雇は違法です。
使用者都合の解雇は、30日前
に解雇预告を行つか、解雇予告



正規労働者はもちろん、パート
やフリーターなど非正規社
員でも一定の条件を満たせば、
労働基準法が指定する日数の

年次有給休暇がとれます。
有休は理由のいかんに関わ
らず自由にとることができます。
また、有休を取っても賃
金をカットされたり、解雇さ
れたりすることはありません。
その年度に有休がとりきれな
かった分は翌年に限って繰り
越せます。

※ただし、事業の正常な運営を妨
げる場合には例外的に変えること
ができます。

あなたがとれる年次有給休暇

どの位の期間働いていますか？

いまの事業所で
あなたは…

6ヵ月	1年	2年	3年	4年	5年	6年
→	↓	↓	↓	↓	↓	→
10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
5日	6日	8日	9日	10日	11日	
3日	4日	4日	5日	6日	7日	
2日	2日	2日	3日	3日	3日	
1日	2日	2日	3日	3日	3日	

1週間に働く時間は？

30時間以上の方
→ 5日以上
→ 4日
→ 3日
→ 2日
→ 1日

30時間未満の方
→ 週間に通つ回数は？